

少数民族の、あるいは、地域の 自治に関する一考察

— フィリピンにおける自治区
創設の試みを例として —

木佐木 哲 朗

1 はじめに

「北東アジア地域研究」という枠組みの中で、文化人類学を専攻しフィリピンを主なフィールドとする筆者が、共同研究に対してどのような貢献をできるか多少の戸惑いは否めない。しかし、『中間報告書』の中の〈はじめに〉や〈おわりに〉で述べられているような共通認識をもとに、《地域》概念を多義的にまた恣意的にとらえ、総合的な研究を目指すということで、一般に東南アジア・島嶼部に含まれるフィリピンの文化的少数民族 (cultural minorities) に焦点をあてた、自治の問題に関して述べてみたい。地域というのは、地理的空間というより人々の相互作用を前提とした社会的空間であり、相対的にまた動態的にとらえる必要もあろう。ところで、北東アジアあるいは環日本海地域には、ロシアの極東地方や中国の東北地方三省、朝鮮半島や日本などが含まれ、大陸の辺境部や島嶼部として位置づけられることが多かったと思われる。そして中国の場合、東北三省には漢民族に対する朝鮮族や満州族やモンゴル族などの少数民族がおり、ロシア極東地方にはツングース系言語をもつ少数民族などが居住しているという事実も見逃せない。そこで、多民族国家・フィリピンの中で人口学的にも少数者であり、文化的にも特殊な少数民族と見なされる人々の一部の間で注目されている、中央に対する地方の地域自治の問題に関して考察することで、北東アジア地域の共同研究に某かの寄与ができると考える。

II 多民族国家・フィリピンの概観

フィリピンの民族構成は、人種的にも言語・文化的にも、非常に複雑な様相を呈している。最古の住民は、2万年程前にアジア南部より移住して来たと考えられる、一般にネグリト（低身長、短頭、縮毛、黒い皮膚を形質的特徴とする）と呼ばれる人々である。彼らは固有の言語をすでに失っており、採集・狩猟を主として若干の焼畑耕作も行う極少数の人々である。次に、紀元前1万年頃から移住し始めた原始マレー系の人々と、紀元前1千年頃から移住して来た古マレー系の人々がいる。それぞれ幾度ともなく南方から移住を繰り返して来たのであって、双方合わせて原マレーとも呼ばれ人種的には古モンゴロイドに属する。前者は焼畑による陸稲栽培が、後者は棚田での水稻栽培が主な生業であり、彼らがいわゆるフィリピンの少数民族の大半である。そして、インドや中国などの影響を受けまた彼らとの混血を経た後、紀元前後から数世紀までに順次南方より渡来して来たのが新マレー系の人々である。彼らは、平野部に住み水田稲作農耕を主に行い、現在のフィリピン国民の大多数を占めている。主として原マレーの人々は山地に、新マレーの人々は平地に居住するだけでなく、前者は伝統的な精霊崇拜を強く残しているのに対して、後者は一部のイスラム教徒を除きほぼすべてキリスト教徒（大半はカソリック）となっている。またフィリピンの諸語は、言語学的にはすべてアウストロネシア語族・インドネシア語派・フィリピン語群に属するが、相互理解不可能な数多くの言語・方言より成っている。もちろん現在では、1987年の憲法で公用語がフィリピン語（Filipino）と英語と定められ、学校教育の影響などもあって、国語としてのフィリピン語⁽²⁾と第二言語としての英語のいずれかは、7割程度の人々に理解されるといわれる。

フィリピン史については、16世紀のスペインによる植民地化以前には統一的な政治体制が整っていなかったこともあり、はなはだ不明な点が多い。一部10世紀頃から中国との交易が行われたり、マレー人によるインド文化の影響もあっ

たが、15世紀以降イスラム文化が南部より北上して来たことは、現在でも大きな影響を残している。周知の通り、1521年のマゼラン一行によるサマル島到着が契機となり、1565年にレガスピが初代フィリピン総督として着任し、植民統治は始まった。それ以前には、マレー民族が何世紀にもわたり継続的に小規模単位で来住し、《バラングイ (barangay)》と呼ばれる小地域社会を形成していた。

ここで高橋による説明を中心に、バラングイ社会をまとめてみよう。バラングイという語は本来、古マレー語で小さな舟を意味するが、1隻の舟で渡来して住み着いた集団をも指すようになった。先スペイン期のフィリピン諸島の基層社会は、海岸や川岸など低地に作られた、数十戸から百戸程度規模の集落、すなわち歴史的意味でのバラングイ社会であった。このバラングイは、ダトと呼ばれる首長を中心として、双系制親族原理に基づく親族集団で構成されており、不満があれば姻戚関係などを頼りに移動するため、その成員の流動性は高かったようである。またバラングイの内部には、自由民や隷属的な階層の人々もいたが、首長の政治的権力は複数の広範囲にわたるバラングイを治めるような強大なものではなかった。このようなバラングイ社会を征服したスペインは、カトリック修道会の手でキリスト教化を進め、教会を中心に教区として再編成し、それをバリオ (barrio) と呼んで植民地支配の末端に位置づけた。スペインやアメリカの支配を経て独立後も、農村社会の基本単位はバリオであった。そして、1972年のマルコス大統領による戒厳令体制下で、国家権力による大衆の直接統治の傾向が強まり、議会が廃止されて国民投票が繰り返される中、バリオの政治的意味が大きくなった。そこで「新社会」建設の旗印の下、バラングイという古語が復活され、従来の農村だけでなく都市部でも新たな区分けが行われて、現代の行政末端単位としてのバラングイが整備された。このバラングイ制度の下で、地域単位内での相互監視的役割が期待され、また国民投票や各種選挙の投票単位にバラングイがなることで、バラングイ・キャプテン (村

長)の役割は重要となり、国家権力-村長-選挙民という構図が生まれマルコス独裁政治を支える柱となった。一方で、地主や地方および中央の政治家を介さず、大衆が直接に政治的発言をする機会を与えられたことも注目されてよい。バランガイは地方自治の最下位のレベルであって、州 (province) や市 (city) 及び郡 (municipality) の下に位置する。そしてバランガイでは、その長と8人の評議員が選挙で選ばれる。バランガイ内ではさまざまな互助協同が行われるが、低地農村の場合、バランガイがカトリック礼拝所を共有する信仰集団と重なることが普通であるという (1992年『フィリピンの事典』所収の高橋彰による「バランガイ社会」の項 (278-279) を参照)。

幾波にもわたる小規模なフィリピンへの移住が行われ、その移住集団を基にした社会生活基盤となる小地域社会・バランガイが、長い間各地に点在していたと考えられる。その後のスペイン植民政策の基本は、政教一致の分割統治であった。つまり、スペインの植民支配以前には統一的な政治体制は存在しておらず、またその後も分割統治により、全土に及ぶ権力の集中は進まなかった。南部のスルーやマギンダナオにはイスラム王国が15世紀末から20世紀にかけて成立しており、それ以外の各地はフランシスコやドミニコやイエズス会などの修道会が管轄して、国王や総督は間接的に統治していたようである。そのためあって各地に固有の言語・文化が生まれ、フィリピン国民などという統合された意識は育たず、各民族や地域の独自性が強く残っていた。その中でも、一般に山岳地帯に居住する少数民族は、スペインや今世紀のアメリカの影響からも比較的免れ、伝統的基層文化を維持してきたと思われる。このような歴史的背景からも、国民として共有するものが希薄であり、ナショナル・アイデンティティを形成するのは困難であった。また文化人類学の視点から、支配者側からみた客観的グルーピングよりも、彼ら自身がいだく主観的アイデンティティの方が重要であることは否めない。

Ⅲ 北部ルソンのコルディリエラ (Cordillera) 地域の自治問題

ルソン島の北部山岳地帯には、筆者の調査・研究してきたマウンテン州のボントック (Bontok) 族をはじめ、北のカリंगा・アパヤオ州のカリंगा (Kalinga) 族やアパヤオ (Apayao) 族、北西アブラ州のティンギャン (Tinguian) 族、南のイフガオ州のイフガオ (Ifugao) 族、南西ベンゲット州のカンカナイ (Kankanay) 族やイバロイ (Ibaloy) 族などの少数民族が主に居住している。周辺にはイロカノなどの低地キリスト教民族が居住しているが、長い間彼らとは敵対関係にあった。この北部ルソンを縦走する大山嶺は、コルディリエラ山脈と呼ばれ、この周辺山岳地帯がコルディリエラ地方として1987年の憲法で「自治地域」を約束されたのである。彼らは、スペインや第二次大戦中の日本支配をはさむアメリカの植民地政策の影響を、直接にはあまり受けることがなかった。「剣と十字架による征服」といわれるスペインのキリスト教重視の政策や、アメリカの教育・文化を重視した政策の浸透とそれらの武力に抵抗してきて、完全に支配されることなく固有の文化を強く残し現在に至っている。そこで、彼らの社会・文化は低地多数民族のそれと大きく異なり、いわゆる「少数民族」問題が生じているが、多数民族を含めたフィリピン文化の深層は、彼ら少数民族の中に垣間見ることができると思われる。(図Ⅰ、表Ⅰを参照)

1 コルディリエラ自治への道程

まず合田による北部ルソン山地民の歴史概略を引用してみたい。それによると、フィリピンの他の諸民族に比べ彼らは比較的孤立した生活を維持してきたが、外部社会の影響を全く受けなかったわけではない。16世紀後半に、スペイン人が北部ルソンの西海岸平野部 (イロコス地域) に入植し始め、17世紀後半には、一部が山岳地帯にも入植してきた。その後、植民政府の遠征隊が何度か送られ、1847年から1881年にかけて山岳先住民民族イゴロット (Igorot) 族統治⁽³⁾

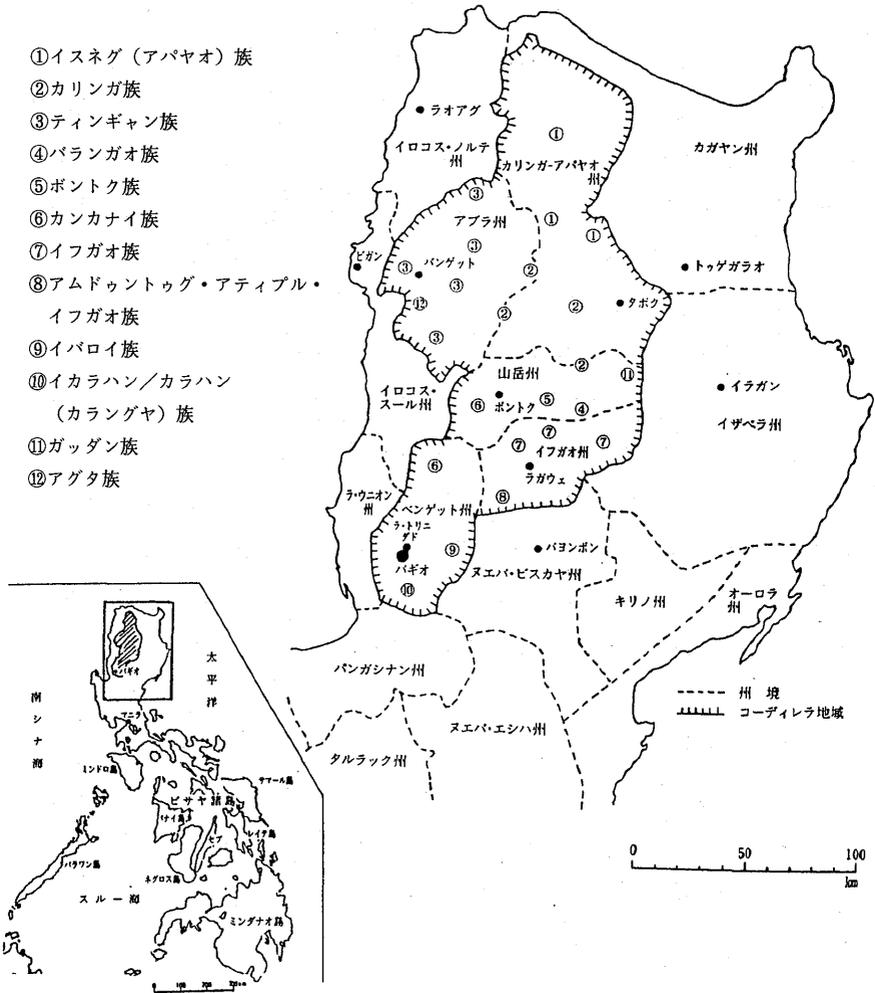
のため10の軍政区が置かれた。その間も、彼らはスペインに屈服することはなかった。1898年にアメリカがスペインからフィリピンの統治権を買い取り、イフガオを垂州とする（旧）マウンテン州という行政単位を画定し、ポントック町をその州都とした。その後1946年7月4日の独立を経て、1966年にベンゲット、マウンテン、カリंगा・アパヤオ、イフガオの4州に改編され現在に至っているという [合田 1989 : 12-16]。そして、これら4州にアブラ州とバギオ特別市を加え、コルディリェラ特別行政区が設定されているのである。ここで注目したいのは、彼ら少数民族はいつの時代にも植民政府や低地多数民族に帰順することはなかったということと、各民族の内部はまとまることなく⁽⁴⁾ムラ・地域や親族集団間で対立が繰り返され、いわゆる民族としてのアイデンティティも発達していないということである。

1965年にマルコスが第6代大統領に就任し、1972年に戒厳令を発動してその独裁体制を確立していった。彼はバランガイ制度を利用しマルコス王朝を築きつつ、1978年にはバランガイ裁判制度を導入した。これは増え過ぎた裁判件数の処理に困ったということもあるが、この制度の導入で慣習法による紛争の解決が公的に認知されたということは特筆すべきである。つまり、新しいリーダーとしての村長の調停によって、同市または同郡内の係争を地方裁判所に提訴する前に示談で解決し、慣習法による裁判を事実上の初級審と認定したのである。これは、伝統的な慣習法がかなり残っている少数民族にとっては、より重大な意味をもつと考えられる。

マルコス独裁の中、1983年に彼の政敵ベニグノ・アキノが帰国直後暗殺され、全国的な反マルコス運動の引き金となった。そして、1986年2月7日に繰り上げ大統領選挙が行われマルコスが当選を宣言したものの、2月22日から25日にかけての「ピープル・パワー」による2月政変が起こり、ベニグノの妻コラソン・アキノが第7代大統領に就任した。アキノ政権下でも、ミンダナオ南部のイスラム教徒ゲリラと、北部ルソンのコルディリェラ人民解放軍⁽⁵⁾の反政府勢力

の問題は継続していた。大統領選挙中の自治区 (autonomous region) を創設するというアキノ陣営の公約もあり、ベニグノの実弟アガピト・アキノが、大統領特使としてそれらとの停戦交渉に当たることになった。政府は6月に憲法制定委員会を発足させ、コルディリエラとムスリム・ミンダナオの自治区条項を含む地方政府条項案について、フィリピン国立大学を中心としたプロジェクトによる草案を審議・採択し、翌1987年2月に新憲法を国民投票の上発効させた。暫定的自治区創設の基本合意がなされ、5月の上下両院議員選挙ではアキノ派が圧勝し、7月には大統領行政命令第220号によって、自治区発足までの暫定的行政機関としてのコルディリエラ特別行政区⁽⁶⁾が設置された。それ以前からコルディリエラ平和会議は開かれていたが、政府側との対応などで、自治区を要求している側の組織にも意見の違いが見られた。そのことが、後々の指導者組織の分裂や覇権争いにつながってゆくのである。1988年6月、アキノ大統領は24名のコルディリエラ自治区諮問委員会 (CRCC: Cordillera Regional Consultative Committee) 委員を任命し、その基本法の草案作りを始めさせた。そして、12月に基本法案が国会に提出され、翌1989年4月に下院で、6月には上院でそれぞれ採択された。それを受けて、11月にはミンダナオ自治区基本法に関する住民投票が行われ、13州9特別市の中で4州が賛成多数となった。一方、翌年1月にはコルディリエラ自治区基本法に関する同様の住民投票が行われたが、5州1特別市の中でイフガオ州1州のみの賛成多数となり、実質的には否決される結果となった。同1990年12月に、イフガオ1州による自治区は憲法違反であると最高裁判所が判断したため、ムスリム・ミンダナオ自治区は一応創設されたのに対して、コルディリエラ自治区は依然として特別行政区のまま据え置かれ、1992年5月の総選挙でラモス政権が誕生したが、現在でも自治区創設には至っていない。⁽⁷⁾

図I コーディレラ諸州の民族



(出所) *The Filipino People: Differentiation and Distribution based on Linguistic, Cultural and Racial Criteria*,
 マニラ, National Museum of the Philippines, 1974年。
 [杉浦 1993 : 44] より転載

表I コーディレラ諸州の民族構成(1980年)

(単位:世帯)

言語グループ	アブラ州	ベンゲット州 (バギオを含む)	イフガオ州	カリンガー アバヤオ州	山岳州	計
アバヤオ	25	15	—	3,453	—	3,493
ボントク	4	3,003	55	1,343	7,751	12,156
ガッダン	—	—	46	216	545	807
イフガオ	—	745	20,161	—	5	20,911
イバロイ	—	13,792	—	203	9	14,004
カリンガ	—	513	17	12,133	211	12,874
カンカナイ	5	15,831	5	343	11,277	27,461
ティン ギャン	7,454	—	—	187	—	7,641
ネグリート	—	—	—	108	—	108
小計(a)	7,488	33,899	20,284	17,986	19,798	99,455
イロカノ ¹⁾	21,799	22,673	2,592	13,927	1,170	62,161
タガログ ¹⁾	191	4,855	162	412	40	5,660
その他	121	5,762	205	597	151	6,836
小計(b)	22,111	33,290	2,959	14,936	1,361	74,657
計(c)	29,599	67,189	23,243	32,922	21,159	174,112
割合 ^{a/c} (%)	25.3	50.5	87.3	54.6	93.6	57.1
割合 ^{b/c} (%)	74.7	49.5	12.7	45.4	6.4	42.9

(出所) Cleto, Romeo B., "Maioir/Most Common Languages or Dialects Spoken in Private Households, Northwestern Luzon," *The Ilocos and Cordillera Provinces: A General Physical and Socio Economic Profile*, マニラ, Katinnulong Gaguiti Umili Iti Amianan, 1986年, より抜粋。

(注) 1) イロカノ、タガログは、低地民族。 2) 少数第2位を四捨五入。

[杉浦1993: 43] より転載

2 コルディリエラのムラ・地域間の伝統的自治慣行

コルディリエラの各少数民族の間では、ムラや地域間で物々交換や通婚も行われていたが、首狩り慣行などの紛争も絶えなかった。そこで、さまざまな意味での秩序維持のために、自治慣行が高度に発達していた。首狩りとそれに関わる平和協定は、相互規則をもった紛争解決の手段でもあり、コルディリエラの自治を考える上で欠かせないものである。もちろん通婚や儀礼への相互招待なども、当事者の意図にかかわらず共同体間の自治システムと深くかかわってくる。コルディリエラや民族としてのまとまりはなかったが、低地民や外来植民者と接触以来、彼らは自らの独立・自治のため時に周辺共同体と連合したりして長い間それぞれ戦ってきたのであり、それ以前から内部でも隣接する共同体間で争ってきた。そこで、自給自足を前提として、伝統的な独自の自治システムがあったと考えられる。故に、共同体成員のアイデンティティにもかかわり、共同体間の自治の要となる、いわゆる「平和協定 (peace pact)」システムと呼ばれるものに注目することにする。民族や地域あるいは時代ごとに異なる点はあるが、ここではボントック族のペチェン (pechen) とかカリンガ族のボドン (bodong) と称する、平和協定制度を中心に述べてみたい。まず重要なことは、この平和協定が民族など広範囲に及ぶものでは決してなく、原則として自律的な地域共同体 (=ムラ) 間で結ばれ機能することである。この高度に発達した共同体間の自治システム (平和協定制度) に関しては、プリル=ブレットの著作 [Prill-Brett 1987] が詳しい。彼女は、ボントック族における平和秩序の維持システムを、伝統的機能と民族誌的現在における機能という両側面から考察し、またカリンガ族のものと比較しながら述べている。この点については拙稿 [木佐木 1992 : 21-28] でも簡単にまとめているが、要約すると次のようである。

平和協定システムは、近代化すなわち教育やキリスト教、現金市場経済、国家法の優越、他出や交通事情の改善などの影響により、その内容がとくに変化

してきたと考えられる。カリంగా族のボドンに関しては、バートン [Barton 1949 : 145]、ドジャー [Dozier 1966 : 234]、バクダヤン [Bacdayan 1967 : 58]、キージング [Keesing 1934 : 137] によると、血讐と関係はあるが安全な通行や交易のためにこの制度は発達し、近代化の影響によるところが大きいという。一方、ランブレヒトとビリェット [Lambrecht & Billiet 1970 : 33, 47] やデ・ラエット [De Raedt 1969 : 22] によると、スペインやアメリカの影響は受けてはいるが、この起源は土着の制度に求められ、首狩りの中止というより移動や交易の安全のための協定であるという。またボントック族のペチェンに関しては、ジェンクス [Jenks 1905 : 176-177] をはじめ、バートン [ibid : 185] やバクダヤン [ibid : 139, 143]、カウィッド [Cawed 1972 : 26] によると、ムラ間の戦争を終結させ平和を維持するために、イリ (*ili*) と呼ばれるムラの中のアト (*ato*) を単位にこの協定は結ばれ、スペインとの接触以前にその起源は求められるという。広く北部ルソンの歴史を研究しているスコットはその著 [Scott 1974 : 78, 93, 118] やフレメイとの共著 [Scott & Flameygh 1985 : 149-151] の中で、平和協定制度の起源は土着のものであり、このシステムをスペインの植民政府や教会が、通行や交易の安全保障と敵対関係の終結のために利用したと述べている。このような先行研究の分析から、このシステムがスペインやアメリカの植民政府が導入した制度なのかそれとも土着の制度なのか、その目的の主眼は首狩り戦争の終結のためかあるいは移動・交易の安全のためか、ボントック族のものと周辺諸族のものは異なるのか否かなど、一概に断言することは困難である。しかし、スペイン到来以前から共同体間の交易や紛争は存在していたであろうし、平和協定制度の原型は儀礼を伴った土着の制度のようであり、彼らと接触した低地民や植民者や教会もこれを利用することを考え、他の地域以上にコルディリェラでこのシステムが発達したのであろう。もちろん、地域や時代によりこのシステムにはさまざまな変差が含まれており、首狩りと関係が深いとはいえ、敵対関係の終結と

平和関係の維持だけでなく、安全な通行や交易の保証を目的として、複数の協定が関係する二者間で結ばれたと思われる。

ここで、平和協定の締結やそれに対する責任の所在について述べてみたい。まずポントックでは、イリ（＝村落共同体）の中に複数存在するアト（＝祭祀集団）のひとつを単位として協定は結ばれるのが原則であり、それがイリ全体に及び結果的にイリ間で締結されたようになる。それに対してカリングでは、いくつかの散在した集落よりなる内婚的な地域の間で協定は機能するが、直接にはパンガット (*pangat*) と呼ばれる協定締結者がいる。つまり、アトの長老たちやパンガットが、責任をもって協定違反などに対処するのである。しかし、長老やパンガットは尊敬を集めるが、ムラの中には複数のアトがありそれぞれが複数の協定を結び、また地域内には複数のパンガットがおりそれぞれが別々の相手と協定を結んでいるので、ムラや地域の内外で特定のアトやパンガットに権力が集中するようなことはない。さらに、協定を維持するためにも通婚だけでなく、事あるごとに相互対等に儀礼へ招待して莫大な消費をすることで、ムラや地域の内外で富の再分配が行われ、経済的格差が是正され平等社会を目指すことになる。

共同体間の慣習法的な秩序維持のメカニズムは、非常に興味深い問題である。この平和協定の締結・破棄・更新・修正・消滅のプロセス、協定締結者や婚入者など二者間の仲介者の役割、協定の内容とそれに違反した場合の制裁・罰則、協定の及ぶ範囲や中立の問題、その制度・内容の偏差と変遷、ムラの領域や紛争の具体的内容と解決の方法・過程など、多くの課題が残されている。とくに近代化が進むにつれ外来文化との接触も増え、平和協定システムへの期待やその機能も変化してきて、コルディリエラの地域自治の問題を考える上でも、この慣習法的自治システムは注目されるべきである。協定は以前は文書化されていなかったが、今世紀初頭以降成文化されるものもでてきた。⁽⁸⁾ その中で、領域や安全地帯を明確にし、領域侵犯や盗難・傷害・殺人や中立違反などに対する、

復讐および賠償や料金の支払いなど具体的に決められている。さまざまな理由から周辺のムラや地域とそれぞれが複数の平和協定を結んでいるが、重要なことは中心のない対等な構造をもつ地域自治のネットワークができてきていることである。また、本来の自律的なムラや地域の枠組みを越えた連帯が生まれ、より大きな問題に対処することはあるが、そのような共闘関係も敵が消滅すれば解消される非永続的なものである。ある意味で平和協定システムは、問題があってはじめて顕在化するものとも言える。いずれにしても、自給自足と自律性に支えられた平和協定という、伝統的自治慣行の果たしてきた役割は大きい。それでは、次に自給自足の母体であり自律的な共同体と関係の深いアイデンティティの問題や、リーダーシップおよび近年の変化に関して述べてみたい。

3 アイデンティティとリーダーシップおよびそれらの変容

コルディリエラの人々は非常に多様性に富んでおり、一概に語ることはできない。アイデンティティにしても、ポントックの人々はまず自らが生まれ育ったムラ共同体にそれを求める。一方カリングでは、ポントックのような集村化したムラは発達していないが、彼らにとって重要なのは内婚的な地域でありそれに第一義的にアイデンティティを求める。またイフガオでは、散在した集落を越えた双系的な親族集団が重要な意味をもっている。しかし、共闘せざるを得ない問題が生じたら、内部的な相違性を相互に認めつつ連帯して、その域外に対しては相対的な域内同質性を主張することもある。そこで、各民族あるいはコルディリエラ諸民族全体としての、アイデンティティの形成は可能であろうか。ムラや地域が、それぞれ周辺と複数の平和協定を結ぶことで、永続的ではないかもしれないが、地域自治のネットワークは拡がる。そして、利害を共有した地域的なまとまりができ、共闘関係からより広範なアイデンティティが生まれる可能性はある。民族としてのアイデンティティも未発達であったが、植民政府の統治枠組みの影響もあり、知識人指導によるコルディリエラ地域の

再統合化運動が起こった。加えて不幸なことではあるが、政府の開発計画に対する脅威から、広範な住民運動が起こり、全域を覆うものではないながら平和協定の連鎖によって、コルディリエラ・アイデンティティの萌芽は見られるかもしれない。

20世紀初頭のアメリカ統治以降、コルディリエラにも大きな変化が起こってきた。それは学校教育やキリスト教、市場経済、交通の便、出稼ぎなどの影響であり、ムラ・地域間の関係や国家など外部との関係から言えば、政策としての首狩りの禁止や慣習法と国家法の相剋の問題が重要な意味をもつと思われる。首狩りを禁止されたことで、自治システムの柱とも言える平和協定制度が弛緩してしまい、ムラ・地域間の秩序が乱れ平和的自治が崩れる結果となった⁽¹⁰⁾。また、国家法の優越⁽¹¹⁾で国有地化や登記にからみ、彼らの先祖伝来の土地が脅かされることになったのである。そして1960年代になると、コルディリエラ地域の再統合化運動がBIBAKを中心に起こった。それから1970年代に入ると、コルディリエラ諸州の中でベンゲット州とマウンテン州とアブラ州がイロコス地方に、カリंगा・アパヤオ州とイフガオ州がカガヤン・バレー地方にそれぞれ組み込まれ政策的に分断されてしまった。このマルコス政権下の1970年代後半から、ふたつの巨大開発プロジェクトの実施が計画された。ひとつは、日比合弁のセロフィル・リソース社によるアブラ州を中心とした森林伐採事業であり、もうひとつは、世界銀行の融資を受けて行われる予定であった、カリंगा・アパヤオ州とマウンテン州にまたがりチコ川に4基のダムを建設するという、チコ川流域開発プロジェクトである。山田によれば、前者は約20万ヘクタールに及ぶ森林を対象に実施され、その結果、ティンギャン族、ボントック族、アパヤオ族、カリंगा族、カンカナイ族が伝統的な土地を奪われ、その生活に大きな打撃を受けた。なかでもアブラ州のティンギャン族が、最大の被害を受けたという。後者は、ボントック族とカリंगा族の先祖伝来の土地2,753ヘクタールを水没させる計画で、少なくとも15,000世帯の移住が必要と考えられた。し

かし、先住民による激しい反対運動が起こり、測量すら着手できないうちに、プロジェクトの旗振り役であったマルコス政権が崩壊し中止に至ったのである〔山田 1993 : 373〕。このふたつの政治的・社会的緊張は、中央政府が自らのために地方を開発しようとした結果起こったものであり、平和協定システムやコルディリェラ自治を考える上で、またいわゆる先住少数民族の権利の問題を扱う上で重要である。

その中で開発による利益の分配争いだけでなく、伝来の生活様式や自治システムを守るという動きが起こってきた。コルディリェラにおける住民運動の特徴は、広域的な共闘関係に伝統的自治慣行である平和協定の二者間ネットワークを活用しようとしたことである。つまり、元来二者間の関係であった平和協定を連鎖させて、反対闘争や民族あるいは地域の自治へ拡大適用させようとしたのである。近代化が逆に、伝統的な平和協定制度の必要性を再確認させ、中央に対して地方の広域的な地域自治を求める運動を起こさせたことは注目に値する。ところがこの住民運動に乗じて、フィリピン共産党（CPP）や共産ゲリラ（＝NPA：新人民軍）が当地に勢力を拡大し、マルコス政権下の合法的な左翼組織であるコルディリェラ人民同盟（CPA: Cordillera People's Alliance）も1982年に創設されたが、これは伝統的な自治慣行に基づいたものとは言えなかった。また、新人民軍の武装闘争は、住民の政治闘争とそぐわないものであり、指導者組織の分裂や覇権争いが繰り返されるようになってしまった。

ここで、伝統的な世話役あるいはリーダーについて触れておこう。先に歴史の意味でのバランガイ社会は、ダトと呼ばれる首長を中心として双系的な親族集団員で構成されていると述べたが、このダトの権威はそれほど強大なものではなく、永続的な支配者というより世話役または中心的人物であった考えられる。そしてバランガイ社会では、ダトや他の知識や経験の豊富な長老たちの指導・合議の下で、慣習法によって秩序が維持されていたのである。コルディリェラにおける伝統的なリーダーは、平和協定締結者や特定の儀礼にかかわる祭祀

者および長老たちであるが、彼らは必ず共同体の中に複数存在する。そしてムラや地域の内外で、権力が特定個人に集中し世代を越えて継承されないように、さまざまなメカニズムが働いている。ある年齢に達し経験を積み、すべての長老たちが尊敬され、原則として皆合議に参加し共同体をまとめてゆく中心となる。また、機能している平和協定締結者のリーダーシップは、その個人の政治的・経済的・道徳的力量などに基づくものであり、その権威が世襲されるとは限らない。さらに、儀礼は彼らの共同体生活になくしてはならないものであるが、その大半は複数の長老たちが協力して司る。特定の儀礼執行者も存在するが、それは個人的な儀礼であったり、共同体にかかわるものでも一部の尊敬を集めるにすぎないし、その地位も世襲されないこともある。このように伝統的なリーダーといっても、個人的資質によるところが大きく超世代的なものは未発達で、また共同体も複数のリーダーによって集団で指導されていると言える。ところで、ミンドロ島の山地少数民族社会を踏まえながら、低地多数民族も含めいわゆる双系制社会といわれる、フィリピン全体を視野に入れたリーダーシップの問題⁽¹³⁾については、菊地の著作 [1980] が詳しい。

伝統的リーダーに対して、地方政治における新しいリーダーの出現が見られる。それにはまず、行政上の最小自治単位であるバラングイの長があげられる。バラングイ・カピタンと言われたりするが、いわゆる村長である。その村長とともに8人の評議員が、選挙で選ばれることになる。しかし、都市民や低地民の場合と異なり、コルディリェラの閉鎖的なバラングイでは、ほとんどすべての人々が互いに日常的接触があったり親族関係などが認識されているので、選挙といっても常に情報を共有する中で伝統的リーダーの意見も反映されながら選ばれると思われる。注目すべきは、少なくとも筆者の調査したポントックのムラでは、合議を行うアトの権威ある長老たちと村長などは重ならないということである。実際、共同体内の重要な儀礼やさまざまな事柄の決定は、現在でも長老など伝統的リーダーたちによってなされることが多い。村長などは、行政

などとの橋渡しとしての役割は担うが、慣習法による対外交渉にはやはり伝統的リーダーの意見が強く反映される。とはいっても、近代化の中で新しいリーダーの存在は無視できるものではない。特に1978年以降、バランガイの慣習法による裁定が、限界があるとはいえ公的に認められたので、ムラ間の紛争解決やムラを越えた広範囲の連帯に大きな役割を果たす、新しい政治的リーダーの出現が望まれるようになってきた。しかしながら現実には、ボントックでは州知事や郡長が広い範囲で皆から信頼されているとは限らず、せいぜい郡内の村長¹⁴⁾連合の議長などが、古老たちのアドバイスを受けながら、慣習法裁判により示談に導く調停役を果たす程度である。つまり、今は過渡期であり新旧リーダーが併存し、ムラ内のことは伝統的リーダーが主に担い、ムラ間の問題やより広範囲の連帯に新しい政治的リーダーの活躍が期待されていると言ってもよからう。

新しい政治的リーダーとして、郡長や郡の評議員も選挙で選ばれるが、やはりポブラシオンや周辺のバランガイから出る場合が多く、まったく評議員も出せないバランガイもある。ちなみに1992年の総選挙では、ボントック郡には16のバランガイがあるが、郡長・副郡長にはそれぞれ3人が立候補し、議員には72人が立候補した。結果は、郡長・副郡長ともボントック町出身者で、議員はボントック町より2人、それにアラブ・バイヨー・ゴノゴン・マイニット・マリコン・タルピンの各村からそれぞれ1人ずつ計8名が選ばれた。これを見ても、各バランガイの自律性が強いにもかかわらず、行政上のリーダーが偏っているのは明白である。また、筆者が調査しているバイヨー・ムラは、今回初めて議員を送り出すことができたが、内部から3人立候補し決してムラとして一枚岩ではなかった。この議員を出すことで、ムラとしても行政とのパイプができさまざまな利権が得られるというが、候補者は選挙で各ムラを廻ったり饗応などで多くの費用がかかったようである。議員などには月々現金で報酬が与えられるが、個人的にも利権が得られるかもしれない。もちろん、議員は名誉も

得られるであろうが、問題は伝統的なリーダーと異なり自律性の高いムラの総意で選ばれたわけではないということであろう。実際ムラの中では、議員がそれほど影響力をもっているとは思えない。しかし、平和協定の弛緩もあって、対外的には伝統的リーダーの権威は弱まり、それに代わるものが望まれているかもしれない。

ここで、ポントック社会を長年研究してきた合田による、地方政治とリーダーシップの論稿 [合田 1988 : 200-220] を取り上げてみたい。それによると、地方政治は伝統的な価値観と近代的な行政制度がぶつかりあって、さまざまな葛藤を示している現場であるという。ポントック族の伝統的政治制度では、先行研究をふまえ、男性集会所兼古老及び未婚男性の寝宿であると同時に、首狩りの戦闘を行う単位であり祭祀団体でもある、アトと呼ばれるものに注目している。そして、集村形態をとるムラ (= 通常的な面接関係のもとで共住する人びとの地域的単位) の、伝統的な〈まつりごと〉を司るのは富者の階層に属する古老男性であり、対外的には首狩りや平和同盟という紛争解決にかかわる慣行が重要であるという。注目したいのは、ポントック・ポブラシオンから離れたバランガイで村長を勤めるのは、多く貧者の階層に属する壮年の男性であり、ムラで最上層を構成する古老は、低地社会を代表する行政政府の末端たる村長の職を、村外との連絡役・交渉役と考えており、そうした職務に高い評価を与えていないと指摘していることである。つまり、ムラでは公的な村長と、伝統的な指導者層を構成する古老とは、異なる権威を代表しているというのである。また、通婚関係のない遠いムラは首狩りの対象であり、ムラを越えた政治的連帯のための伝統的制度が、アトを単位とした平和同盟ベチェンである。この平和同盟は個人単位で締結され、同盟保持者はマンエグナン (*mang-egnan*) と呼ばれ、常に富者の階層に属する者でなくてはならず、ムラ内ばかりでなく地域社会の有力者として尊敬を得るといふ。しかしながら、ポントックでもスペインやアメリカの入植者それに低地民政府など外部世界との接触を余儀なくさ

れ、最近では国軍・地方行政組織・キリスト教会・新人民軍の大きく四つものから影響を受けている。そしてコルディリェラの村々では、伝統的な慣習法による秩序維持システムと低地民政府の末端行政制度との二重構造の中で、地方政治レベルで新しい組織が生まれているという。合田は、コルディリェラ人民解放軍（CPLA）、コルディリェラ人民同盟（CPA）、BIBAKそれにコルディリェラ平和同盟会議（CBA：Cordillera Beden Association）⁽¹⁵⁾の四つを主なものとしてあげながら、このような複雑な政治状況の中で、地方政治における新しいキー・パースンについても述べている。村長と古老、行政と慣習という二重構造が、1970年代になって、ポントック・ポブラシオンを中心として解消に向かうと指摘している。その理由は、行政側のこの事実への対応措置が講じられたことと、商品経済が浸透し社会階層に大きな変化が起きたためであるという。行政措置としては、1978年の公布されたバランガイ裁判制度である。同一郡内または郡内に居住する住民相互の財産や商取引に関する民事の係争および傷害事件などに限り、村長を委員長としその委員長が指名する、調停委員会や和平委員会で和議をはかり示談による解決を目指す。そこで解決できなければ、地方裁判所に提訴されることになる。調停地の村長が問題であるが、調停能力の高い者のところに多くの紛争が持ち込まれ、バランガイ法廷制度の上位機関として村長連合（ABC）が存在するという。そして、バランガイ法廷や村長連合が、郡の役所や議会および地方裁判所の果たすべき機能の相当部分を代替しているだけでなく、紛争解決のための伝統的な同盟の機能をも代替しているとしている。ところで合田は、本来バランガイ法廷では扱えないはずの殺人事件が非公式に持ち込まれ、郡長や郡議会などから公的な了解を得たうえで、慣習法による示談で解決されることもあると述べている。

公的な新しいリーダーとしての村長が、古老や協定保持者など伝統的リーダーの果たしてきた機能を、少なくともムラを越え対外的には代替するようになったというのは興味深い。これは、地方政治における新しい権威（地方リーダー）

の形成ということになる。バランガイ裁判制度によりムラの慣習法に基づく自治が公的に認められ、村長など新しいリーダーに権威が与えられることになる。また、自給自足的な生活に商品経済が浸透することで伝統的な富者と貧者という二つの社会階層が崩れつつあることが、その権威を支えることにもなるのであろう。村長は原則無給であるが、公共事業などにからみ報酬が得られ、紛争の調停による解決の実績によって権威を獲得し、公的にも認知された地方政治の新しいリーダーになってゆくのであろうか。平和協定制度が公的なものに組み込まれることで、合田の指摘するように、少なくともポントック・ポブラシオン周辺では、伝統的な協定保持者に代わる村長など新しいリーダーが、ムラ間の紛争解決やムラを越える広範囲にわたる政治的連帯の定着に大きな役割を果たす、政治的キー・パースンの一人となるだろう。

4 コルディリエラ地方の地域自治の可能性と問題点

コルディリエラ・アイデンティティの萌芽が、知識人など一部の間で認められるが、自治区法案成立過程にすでに問題点があったと思われる。1986年末から政府とコルディリエラ地域の間で和平交渉が断続的に行われ、87年憲法で自治区創設が約束されたにもかかわらず、CRCCによる自治区基本法案が国会へ提出されたのは1988年12月、国会での審議・採択を経て大統領が署名したのは1989年10月のことであった。コルディリエラの政治的不安定さもあって、法案成立までかなりな時間を要した。また、政府が主に交渉相手としたのはNPAから分裂したCPLAであり、停戦にすべての反政府勢力が同意したわけではなかった。杉浦によると、立法部と行政部からなるコルディリエラ特別行政区(CAR)が、87年7月に過渡的機関として発足するが、これは政府から供与された資金で開発を推進することを主眼にしていた。CPLAは、結成当時フィリピン全体の連邦制(コルディリエラとムスリム・ミンダナオとその他の地域にそれぞれ三権と独自軍をもたせる)を主張していたが、和平交渉の中で、CPL

Aをコルディリエラの平和維持軍として承認し、それに開発権限を与えるという点を強調するようになったという。大統領行政命令220号ではこれらの点を保証してはいないが、CPLAの影響下にあるCBAAdを、行政庁長官の監督下にある行政諮問委員会と同等な立場で法的に位置づけた。そしてCBAAdは、伝統的自治慣習をはじめ共同体の伝統的社会秩序や経済システムの保護・発展という任務を与えられたという。CPLAと対立関係にあるCPAなどさまざまな組織が、政府との交渉の席から離れ、結果的にCPLA自体も交渉力が弱まってしまった。そこで、CPLAは開発機関の設置と開発資金の供与という条件で妥協し、コルディリエラの諸組織は分裂を深めたのである。そのような状況を見計らって、政府はCRCCを設置し基本法案を作成させたが、国会にはそれを尊重する義務はなかったという。結果的に、CPLAはコルディリエラを代表する立場になれず、このような政治勢力のまとまりのなさが政府に対する交渉力の弱体化となって現れ、政府に主導権を渡してしまった。和平交渉の場所が、コルディリエラの山中深くから都市部へ、最終的にはマニラであったことがこのことを象徴している [杉浦 1993 : 64-66] とは興味深い。

つまり、中央政府主導で地方の開発を目的として、コルディリエラに上から自治を与えようとしたのである。コルディリエラ側の主役も、住民というより一部の知識人や反政府ゲリラ組織の代表であって、しかもそれらが分裂して覇権争いになった。自治区の枠組みにしても、伝統的自治システムを媒介するとはいえ、コルディリエラ・アイデンティティというようなものができあがっているとは言い難い。元来地域偏差が大きく一体意識は未発達であって、実際の住民個々がコルディリエラ自治区を望んでいるかどうかも疑わしい。憲法の自治区条項について詳しくは言及できないが、いくつか問題点をあげておきたい。自治区といっても地方行政の一形態であって、コルディリエラとムスリム・ミンダナオが他地域と比べ特殊であることを認めつつ、フィリピン国家という枠組みを脅かすものではない。国家が当然のことながら自治区に優越しており、

外交・防衛・安全保障・通貨・貿易・民事以外の裁判権などは国家の専管事項である。行政組織や財源、先祖伝来の土地と天然資源、財産や教育、伝統文化の保持と開発などに関して立法権限が与えられているが、実際には、税の分配・利用や国家法との相剋で土地や資源に関する権利にも制限が加えられている。また民事に関してのみ慣習法が認められており、域内の治安維持も国家警察下の地方警察が担う。全般にわたり大統領は、自治区に対して国家法が遵守されるように、一般的管轄権を行使する。そして何より、彼らの伝統的生活における自給自足の原則を無視し、開発とくに経済開発を主眼にしている点が問題である。「天然資源を含む先祖伝来の土地」権は、自治区以前の問題でありCPAも強く要求したものであるが、合法的な土地登記を盾に、開発優先のためにいつでも取り上げられる危険性にさらされている。

まがりなりにも自治区基本法は成立したが、1990年1月のコルディリエラの住民投票ではイフガオ州以外賛成を得られず⁽¹⁶⁾實質的に否決されてしまった。何故失敗したのであろうか。基本法自体の問題点は、憲法の自治区条項ともからみ指摘した通りであるが、それ以外に住民への情報提供が少なく住民の直接参加もほとんどなかったようである。また、指導者組織は覇権争いで分裂し、政府に主導権を握られてしまった。さらに、開発のために外部の中央政府から委譲される権力と資金は、コルディリエラ内部の人々の伝統的な自治慣行すなわち自律した生活を破壊する結果になる。つまり、中央からの他律を深め、新たな貧困が生まれかねない。最大の問題は、コルディリエラの人々のためではなく、フィリピン国家の中央のために、当地域を開発する手段として自治区を与えようとしたことである。中央政府側にも問題はあがるが、住民の側に立ったはずの主に左翼思想を背景とした指導者たちも、コルディリエラの慣習に無知で伝統的リーダーを無視したり、和平交渉の途中から開発と自治を結びつけるなどして、住民の意志から離れていってしまった。人々の直接参加と彼らの側に立った慣習法的自治の導入がなければ、たとえ自治区政府が誕生したとしても、

それぞれの自給原則が崩れ、内部に相互矛盾と格差が拡大するだけである。開発を優先するのではなく、各少数民族あるいは地域の実情の理解に努め、人々の同意を得たうえで、少なくとも伝来の土地に関する権利を認め、自給を前提とする伝統的自治慣行システムを生かそうとしなければ、コルディリェラ自治は成功しないだろう。

IV おわりに

日本でもかなり以前から東京への一局集中もあって「地方の時代」を目指し、最近『地方分権大綱』がまとまるなど、「地方分権」ひいては「地域主権」というようなことも言われている。中央と地方の関係は、いつの時代どこの国においても問題である。⁽¹⁷⁾ フィリピンでも、非中央集権化を目指し地方行政単位に地方自治 (local autonomy) を与え、それぞれの地方政府は独自の財源をもつなどという、一般的な地方政府に関する考え方は以前よりあったが、考察してきた自治区 (autonomous region) は、国家という枠組みの中でとはいえ、その独自性を認め伝統的自治慣行を取り入れようとする姿勢は評価できる。しかし、その慣行を支える「先祖伝来の土地所有権」は、資源開発などの国益優先のため簡単に脅かされてしまうのが問題である。また、この慣習法的土地所有を近代法で承認することは、近代的な土地の私的所有観念を伝統的共同体に持ち込み、先祖から伝来の土地の集団的所有 (管理・処分に制限があるなど) を否定し、一部の近代的知識人層のみがその権利を享受しかねないので、慎重に検討されなければならない。憲法の自治区条項で謳われた、伝統的文化の尊重と地域経済開発の推進は、いわゆる「開発と自治」という問題でもあるが、両者をともに達成することは容易ではない。

地方政治の中に、近代を代表する国家と伝統を担うムラや地域の接点や相互作用を見て取れる。コルディリェラでは、対立としての首狩りが広範な政治的統合の阻害要因になったとも考えられるが、首狩りあってこそ連帯としての平

和協定システムも機能していたのである。ムラの自給自足と自律性を前提として、ムラ間の関係を律していた平和協定制度は、潜在的な面もあるが自主的である地域の慣習法的自治システムといえる。現象としての首狩りを肯定するわけではないが、伝統的自治慣行としての平和協定の今日的適用を考えるべきである。自治区創設の問題は、中央集権から地方分権へと進む中で注目されるが、重要なことは住民による自主自律の自治でなければならない。コルディリエラの各ムラ社会は、封建的ではなく階層制も未発達であり民主的かつ平等な社会であるが、全体としては内部に多くの地域的な偏差や対立をかかえており、広域的な民族レベルあるいはコルディリエラ地域レベルでの自治が、可能かまた必要かどうか問題である。また、少数民族の自決運動には武装闘争を伴うことが多いので、そのためにも中央政府の民主化や地方行政機関の整備が不可欠である。元来中央集権的ではないコルディリエラ社会で、いかにして地域の秩序あるいは自治が維持されてきたのであろうか。そのような社会では、大橋もいうように、中央権力に従わせようとするような力（強制力）ではなく、日常の社会的相互作用の過程で生ずる従おうとする力（拘束力）という視点 [大橋 1989 : 103] が有効であろう。彼らは、外部からの強制には屈することなく、日常の社会的接触や宗教的信仰などによって、伝統的慣行に自ら従おうとするのである。これこそ自治の本質であるかもしれない。最後に、民族の自決と国家という枠組みの中での少数民族政策とは、一体どのようなものが理想であろうか。そもそも、中央政府のいう国民統合など必要なのであろうか。目指すのであれば、個別文化を重視しながら、強制的同化ではない自発的同化すなわち連帯を基にした、国民統合でなければならない。

[注]

- (1) 県立新潟女子短期大学・北東アジア地域研究会編 1994年『北東アジア地域研究—中間報告書』所収の飯田規和「はじめに—共同研究の性格と課題—」

(5-8)、城山正幸「おわりに―「北東アジア地域研究」のひとつの方向―」(79-83)を参照。

- (2) 全土で言語は百以上にのぼるとされ、その中で北からイロカノ・パンガンナン・パンパンガ・タガログ・ビコラノ・サマルレーイテ・パナイーヒリガイノン・セブアノ語が八大言語である。国語としてのフィリピノ語の言語実体はそのひとつであるタガログ語であり、これは首都マニラ周辺に居住する新マレー系の低地多数民族タガログの言語であった。それが、1937年に国語に指定され、1946年独立を期して英語、スペイン語とともに公用語となった。その後、タガログ語はピリピノ語と改称され(タガログ中心主義からの離脱)、最近ではフィリピノ語と呼ばれるようになり、1974年以来英語との2言語併用政策が教育の現場で徹底するにつれて、使用人口が確実に増加してきた。相互理解という側面だけでなく、国民としてのアイデンティティという観点からも、この国語という問題は、多民族国家にとって重要な関心事である。
- (3) マリン夫妻によれば、イゴロットとは北部ルソンの非キリスト教徒を指すが、特にポントック族を指すことが多い。しかし、それは特定の種族・言語集団を通常指すというより、周辺の諸民族を含め、「奥地」という語に内包された軽蔑の意味を込めて使われるという [Maring & Maring 1973 : 89]。 “山の人” という意味の土着語としてのイゴロットの通用範囲には諸説があるが、ここでは北部ルソンの山岳少数民族の総称であろう。イゴロットを蔑称として受け入れない人々もいる反面、自ら自称する人々もいる。
- (4) ムラとは、単に地理的な集落を指すのではなく、また行政上の村落を指すのでもない。それは、マードックのいう「通常的に顔を合わせる関係のもとで共住する人々の最大限の集団を指す」 [Murdock 1949 : 79] ところの地域共同体 (local community) のことであり、その住民たちが第一義的に帰属意識をもつような地域的なまとまりを指している。すなわちムラは、地域性と共同性の観念に支えられた意味ある社会的な統一体であって、いわゆ

る（村落）共同体と考えてよかろう。北部ルソンの共同体に関して詳しくは拙稿 [木佐木 1987, 1993] を参照していただきたいが、フィリピン全土にわたり、形態はさまざまながら自律的なまとまりがあって、出自より地縁を重視した共同体の集団が存在すると思われる。ここでいう民族内部の地域や親族集団も、共同体的あるいは自律的な集団となり得るものを指している。ところで当然のことながら、地理的集落や行政村落とムラすなわち村落共同体が、重ならない場合も多くなる。

- (5) CPLA (Cordillera People's Liberation Army) と称し、フィリピン共産党 (CPP: Communist Party of the Philippines) の武装闘争部門である、新人民軍 (NPA: New People's Army) から、1986年4月にその指導者の一人であったティンギャン族出身のコンラッド・バルウェッグ神父を中心として、分派結成されたものである。アキノ政府は、CPLAを交渉団体と認めしたが、NPAに対抗させるためとも考えられ、国軍も含め三つ巴で広範囲における紛争の激化をもたらしかねない。
- (6) CAR (Cordillera Administrative Region) と称し、過渡的な行政区であり、CEB (Cordillera Executive Board) すなわち大統領によって任命された29名の委員からなる政策実行機関としての行政委員会と、CRA (Cordillera Regional Assembly) すなわち大統領によって指名された250名の議員からなる政策決定機関としての地域議会をその組織としてもっている。CRAの議長がCARの名目的首長とされるが、実質的な機能と権限はCEBに委ねられているようである。
- (7) フィリピンの87年憲法でうたわれた自治区条項の成立過程については、北部ルソン山岳地帯を中心に、コルディリエラ自治区の歴史的根拠や自治区条項の内容と成立過程などに関して、杉浦の論稿 [1993: 41-68] に詳しく述べられている。また、コルディリエラ地域の伝統的な自治に関する文献の翻訳等が、大崎正治・杉浦孝昌・石橋誠の翻訳編集による「少数民族の共同体

的慣習法の国法における位置——フィリピン・コーディレラ諸民族の場合」
として、『国学院大学日本文化研究所紀要』第64、67、68、69、70、71、72、
73輯に掲載されている。加えて、同じく3氏は「フィリピン北部ルソン山岳
地帯における自治区建設」と題し、自治区基本法の成立背景と問題点を『月
刊自治研』364号に掲載している。

- (8) 実際の平和協定に関する報告は、スペインやアメリカの植民者側および低
地イロカノ族の側に残されたものがある。山地民の間での平和協定は、今世
紀初頭から成文化されるものもでてくる。ポントック社会の具体的な平和協
定の資料については、村武による報告〔村武 1987:49-82〕などがある。
- (9) 今世紀初頭のアメリカ統治以降約半世紀の間、現在のコルディリェラ地方
とほぼ重なる地域が（旧）マウンテン州というひとつの行政単位として扱わ
れてきた。その中で、コルディリェラの人々が、歴史的経過をふまえ何らか
の政治的・文化的共通性を意識する契機が生まれたと思われる。独立後マル
コス政権下の1966年に、旧マウンテン州は現在の4行政区分に再編され、
1972年以降地方の開発単位として全国73州が13の地方（region）に分割され
たが、その際コルディリェラの5諸州も分断された。それらに反発して、再
統合化運動が起こったとも言える。
- (10) 大崎によると、南カリంగాでは1970年代に、ダム計画に反対する住民と政
府側が敵対していた。そこに新人民軍が加わり、地域一帯が内戦状態になっ
て武器が持ち込まれ、1980年代初め50年ぶりに村落間の武力闘争が激しくなっ
た。その原因は、出稼ぎや教育のため町などに出て行った者たちの間で起こっ
た事件が主なものであり、国家機構による秩序維持に従うにつれ、平和協定
保持者の権威と責任感が希薄になり、協定が破られ村ぐるみで無秩序な戦争
状態に入ったのである。出稼ぎや教育の普及、首狩り禁止などの近代化によ
る平和協定の弛緩が、村落間戦争の基盤であり、チョコダム開発計画に伴う政
治的社会的緊張と鉄砲所有がその契機であった。しかし、80年代半ばから彼

ら自ら相手村と交渉・休戦し、平和協定を修復する動きが起こった〔大崎 1987：145-153〕という。つまり、近代化が無秩序なムラ間の戦争を引き起こしたが、彼らは自主的に平和を取り戻すため、平和協定制度を見直し、地域自治の必要性を再認識したのであろう。

- (11) スペイン統治時代はすべての土地が国王のものであり、アメリカ統治を経て現在まで幾度か法令が出され、登記をしなかった先祖伝来の土地は形式上国有地になった。そして、マルコス時代に18%以上の傾斜地はすべて農地や宅地としては適さないとして、事実上コルディリエラの大半の土地が国有地化され、開発のためにだけ利用できるようになった。
- (12) ベッグット・イフガオ・ポントック・アブラ・カリンガーアパヤオ協会のことである。1950年代に、コルディリエラ地域の知識人・学識経験者・教師・技術者などを集めた民族横断的な組織であって、当該地域のセクトラル・グループの草分け的存在である。この中から、コルディリエラの行政委員会(CEB)や地域議会(CRA)の主要メンバーが出ている。
- (13) 菊地は、双系的社会構造を前提として、多数の低地民社会ではカトリックの儀礼親族制度などが重要であり、一方少数民族社会における顔役などの中心人物にも注目した。そしてフィリピンの共同体は、単系制社会における出自を重視した超世代的な共同体ではなく、各世代ごとに横への拡がりをもった世代的な共同体であり、それが断続的に時の経過とともに結合したものであるという。その内部では、超家族的な関係が自己を中心に拡がり、それを相互扶助的な儀礼親族制度と行動様式規定および世界観が結束させる。この結合力は、次の世代に対して新しい共同体を生成させるようにしむける。このようにこの共同体は完全なる血縁共同体ではなく、フィリピンには系統性を重視する超世代的共同体は存在しないことから、地縁を重視した〈フィリピン的共同体〉なる概念を提示している。ただし、出自などの系統性は一般に重視されないが、共同体の中心的人物に関しては、世代深度は浅いながら

その系統性が認められるという。

- (14) 通常ABC (Association of Barangay Captains) と呼ばれる組織で、郡内の複数のすべてのバラングイの長の中から選ばれる一人の村長を中心に、郡内のバラングイ間の紛争解決などを担う。ABCの議長は、地理的にも人口的にも中心になるポブラシオン(町)のバラングイ長になる場合が多いようである。
- (15) Bedenとは、カリングの平和協定制度 (Bodong) のことであろう。カトリック教会の指導で発足したカリング・ボントック平和協定保持者協会が、1983年に伝統的な自治システムである平和協定制度=ボドンを経済として、現代社会に適合させ広域的な政治的安定を維持しようと再組織されたものである。その後、1986年にCPLAの影響もあり、「コルディリエラ全域におけるボドンの規約」がCBAの総会で採択され、ボドンそのものをコルディリエラの自治政府とする立場から、コルディリエラ平和協定機構 (CBAAd : Cordillera Bodong Administration) に再編成された。指導者は、複数のカリングやボントックなどの少数民族指導者であるが、教会も宣教師の安全確保や布教のために役立つと考え、また地域での政治的影響力を強めようとして協力したと思われる。
- (16) ガルミンによれば、悪法だからという理由ではないが、イフガオ州を除き圧倒的多数で否決された。また、投票に関して不正が行われたようであり、自治法の説明も事前に十分されたとは言えない。しかし、否決結果でも、真のコルディリエラ自治を目指す意思表示にはなったと思われる [Garming 1991 : 26-30] という。
- (17) フィリピン¹⁾の国家経済開発庁のバカーニによる、新潟大学環日本海研究会で行われた「第三世界における地方の開発」という講演の要旨として、中央と地方の関係の改善：フィリピンからの報告 (国家地域開発計画に関する報告書の翻訳) がある [バカーニ 1993 : 23-49]。

《参考文献》

- バカーニ, マルサリーナ 1993「中央と地方の関係の改善: フィリピンからの報告」新潟大学環日本海研究会編『環日本海における国際協力と発展を考える: アジアの事例に学ぶ』, 23-49.
- Bacdayan, A. 1967 *The Peace Pact System of the Kalingas in the Modern World*, Unpublished Ph.D Dissertation, Cornell University.
- Barton, R. F. 1949 *The Kalingas: Their Institution and Custom Law*, The University of Chicago Press, Chicago.
- Cawed, C. 1972 *The Culture of the Bontoc Igorot*, MCS Enterprises Inc., Manila.
- De Raedt, J. 1969 Some Notes on Buwaya Society, *Saint Louis Quarterly*, Vol. 7, No 1 : 1-109.
- Dozier, E. P. 1966 *Mountain Arbiters: The Changing Life of the Hill People*, University of Arizona Press, Tucson.
- Garming, M. B. 1991 *The Cordillera Vision: Regional Autonomy*, Friedrich Ebert Stiftung, Manila.
- 合田 濤 1988「ボントック族の地方政治とリーダーシップ」須藤健一・山下晋司・吉岡政徳編『社会人類学の可能性 I - 歴史のなかの社会』弘文堂, 200-220.
- 1989『首狩りと言霊 - フィリピン・ボントック族の社会構造と世界観』弘文堂.
- Jenks, A. E. 1905 *The Bontoc Igorot*, Johnson Reprint Co., 1970, New York.
- Keesing, F. M. 1934 *Taming Philippine Headhunters: A Case Study of Government and Cultural Change in Northern Luzon*, Stanford University Press, California.

- 県立新潟女子短期大学・北東アジア地域研究会編 1994 『北東アジア地域研究—中間報告書』.
- 菊地 靖 1980『フィリピンの社会人類学—双系制社会をめぐる諸問題—』敬文堂.
- 木佐木哲朗 1987「北部ルソンにおける共同体に関する一考察」『明治大学社会・人類学会年報』第1号, 人間の科学社, 79—92.
- 1992「伝統的自治慣習と地域自治に関する覚書—フィリピン・北部ルソン・コルディレラ地域の場合—」『ふいんど』第5号, 風響社, 21—28.
- 1993「北部ルソンの共同体と文化変化」村武精一・大胡欽一編『社会人類学からみた日本』河出書房新社, 253—281.
- Lambrecht, F. & Billiet, F. 1970 Studies on the Kalinga Ullalim and Ifugao Orthography, The Catholic School Press, Baguio City.
- Maring, E. G. & J. M. 1973 The Historical and Cultural Dictionary of The Philippines, The Scarecrow Press, Inc. Metuchen, N. J.
- 村武 精一 1987「フィリピン北部ルソンのポントック社会におけるPeace-Pact資料」『社』47巻, 49—82.
- Murdock, G. P. 1949 Social Structure, The Macmillan Company, New York. (内藤亮爾監訳1978『社会構造』新泉社).
- 大橋 義人 1989「「拘束力」への人類学的接近—法人類学の方法についての一考察」『明治大学社会・人類学会年報』第3号, 人間の科学社, 99—110.
- 大崎 正治 1987『フィリピン国ポントク村—村は「くに」である—』農山漁村文化協会.
- 大崎正治・杉浦孝昌・石橋誠 1990「フィリピン北部ルソン山岳地帯における自治区建設」『月刊自治研』第32巻364号, 49—57.

- 大崎正治・杉浦孝昌・石橋誠翻訳編集 1989, 1991, 1992, 1993, 1994 「少数民族の共同体的慣習法の国法における位置—フィリピン・コーディレラ諸民族の場合」『国学院大学日本文化研究所紀要』第64, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73輯.
- Prill-Brett, J. 1987 *Pechen: The Bontok Peace Pact Institution*, Cordillera Studies Center, University of the Philippines College Baguio, Baguio City.
- Scott, W. H. 1974 *The Discovery of the Igorots*, New Day Publishers, Quezon City.
- Scott, W. H. & Flameygh, J. 1985 An Ilocano-Igorot Peace Pact of 1820, *Cracks in the Parchment Curtain*, (ed.) Scott, W. H., New Day Publishers, Quzon City.
- 杉浦 孝昌 1993 「フィリピン87年憲法自治区条項の成立過程——北部ルソン山岳地帯を中心に——」『アジア経済』第34巻第7号, 41-68.
- 高橋 彰 1992 「バランガイ社会」『フィリピンの事典』同朋社出版, 278-279.
- 山田 敏之 1993 「補論1. フィリピン」『外国の立法—特集先住民族』第32巻2, 3合併号, 国立国会図書館調査立法考査局, 373-375.

正誤表

箇所・頁・行	誤	正
目次・執筆者名	劉 揚	劉 揚
82頁18行	ネオ・リベラリズム	ネオ・リアリズム
125頁15行		
128頁17行	ナズドラチェンコ知事	ナドラチェンコ知事
152頁7行	平成七年	平成六年

箇所・P・L	誤	正
目次・執筆者名	劉 揚	劉 揚
125P. 同上	劉 揚	劉 揚
6P. 2L. ~ 3L.	~統治権を買い取り、イナガオを~	~統治権を買い取り、1908年には、 <u>ベンゲット</u> 、 <u>アンアラ</u> <u>ヤン</u> 、 <u>レバント</u> 、 <u>ボントック</u> 、 <u>カリソガ</u> 、 <u>アバヤオ</u> 、 <u>イナガ</u> <u>オ</u> を~
9P. 末尾	~より転載	~より <u>若干修正して転載</u>
19P. 12L.	1987年の公布された	1987年に公布された
51P. 1L.	「次我請求他原諒」我、~	「次我請求他原諒」我、~